

生活支援訪問(通所)型サービスの回数単位による報酬が
月額包括報酬を超えた場合の取扱いについて

仙台市健康福祉局保険高齢部地域包括ケア推進課

令和元年10月1日消費税引き上げに伴い、「仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに要する費用の額の算定に関する要綱」に関しての問合せがありましたので、改めて取扱いについて周知いたします。

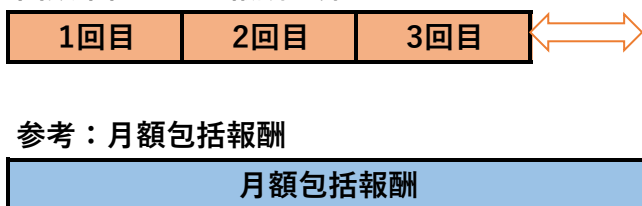
生活支援訪問(通所)型サービスの介護報酬算定に関する解釈について

生活支援訪問(通所)型サービスの利用者のうち回数単位により報酬を算定した結果、月額包括報酬を超えた場合、当該月については回数単位ではなく、月額包括報酬として請求する。

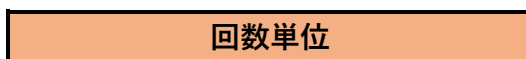
【イメージ図】

パターン①：回数単位による報酬が月額包括報酬を超えない場合

回数単位により報酬を算定



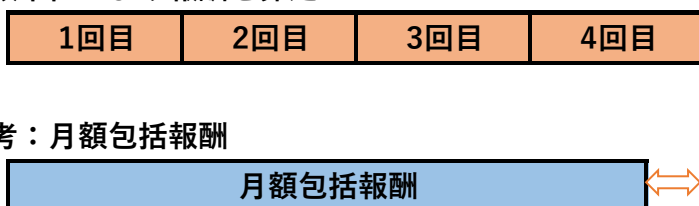
上限額を超えていない場合は、



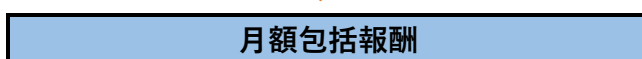
として請求する。

パターン②：回数単位による報酬が月額包括報酬を超える場合

回数単位により報酬を算定



上限額を超えてしまった場合は、



として請求する。

具体例

令和2年2月4日に生活支援通所型サービス（専門的なサービス提供あり）の契約を締結し、毎週水曜日に週1回サービス提供した場合

回答

生活支援通所型サービス（専門的なサービス提供あり）回数単位の報酬は

373単位

当該月は月に4回（利用日：5,12,19,26日）サービス提供するため
回数単位により報酬を算定すると、1,492単位・・・①

373単位	373単位	373単位	373単位
-------	-------	-------	-------

しかし、月額包括報酬は1,491単位・・・②

1,491単位

①>②のため、2月サービス提供分の請求については

月額包括報酬（1,491単位）

として請求する。